

令和 5 年度沖縄県農地中間管理事業実施状況に対する評価・意見

令和 6 年 6 月 1 3 日
 公益財団法人沖縄県農業振興公社
 農地中間管理事業評価委員会

NO.	評価項目	現 状	評価・意見等
(1)	借り受けた農地の面積と 件数	平成 26 年度 17.9ha (19 件) 平成 27 年度 107.5ha (128 件) 平成 28 年度 132.3ha (290 件) 平成 29 年度 118.9ha (251 件) 平成 30 年度 140.2ha (302 件) 令和 元年度 113.9ha (392 件) 令和 2 年度 139.2ha (395 件) 令和 3 年度 258.0ha (481 件) 令和 4 年度 117.2ha (400 件) 令和 5 年度 138.6ha (370 件) これまでの実績は上記のとおりである。令和 5 年度事業実績は前年度と比較すると、件数は 93%と減少したが、面積で 118%と増加した。	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度並みの実績が確保されている。 ・出し手の掘り起こしが課題となっている。 ・受け手が希望する農地について、出し手と調整すれば、効率的にマッチングできるのではないか。
(2)	貸し付けた農地の面積と 件数	平成 26 年度 11.1ha (7 件) 平成 27 年度 14.8ha (31 件) 平成 28 年度 177.9ha (170 件) 平成 29 年度 135.9ha (254 件) 平成 30 年度 158.8ha (292 件) 令和 元年度 126.7ha (287 件) 令和 2 年度 159.1ha (378 件) 令和 3 年度 291.3ha (436 件) 令和 4 年度 156.8ha (366 件) 令和 5 年度 167.4ha (343 件) これまでの実績は上記のとおりである。令和 5 年度事業実績は前年度と比較すると、件数は 94%と減少したが、面積で 107%と増加した。	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度並みの実績が確保されている。 ・農業委員の農地パトロールに借り受け希望者も同行し、遊休農地活用の可能性を検討してはどうか。

NO.	評価項目	現 状	評価・意見等
(3)	担い手に貸し付けた農地の面積と件数	<p>令和 3 年度 151.5ha (191 件) 令和 4 年度 121.9ha (195 件) 令和 5 年度 115.5ha (173 件)</p> <p>直近 3 カ年の担い手等に転貸した農地の実績は上記のとおりである。国で担い手と位置づけて転貸している者は、①認定農業者、②認定新規就農者、③基本構想水準到達者となる。</p> <p>令和 5 年度の実績を前年度と比較すると面積で 94%、件数では 88%と、ともに減少した。</p>	<p>・認定農業者への集積を進めるため、優先するような仕組みが作れないか。</p>
(4)	新規参入者に貸し付けた農地の面積と件数	<p>令和 3 年度 10.1ha (16 件) 令和 4 年度 2.3ha (8 件) 令和 5 年度 2.9ha (12 件)</p> <p>直近 3 カ年の新規就農予定者へ貸し付けた農地の実績は上記の通りである。</p> <p>令和 5 年度の実績を前年度と比較すると、面積、件数ともに増加した。</p>	<p>・普及センターで農地の相談がある場合に備えて、情報提供できる体制が必要である。</p> <p>・新規法人に対する事業の周知が必要である。</p>
(5)	中間保有している農地の面積と件数	<p>(借受年度別中間保有農地)</p> <p>令和 3 年度 16.3ha (74 筆) 令和 4 年度 8.8ha (55 筆) 令和 5 年度 11.8ha (66 筆)</p> <p>直近 3 カ年の中間保有農地の実績は上記の通りである。促進計画一括方式の推進により、中間保有面積の減少に取り組んでいるものの、前年度と比較すると 3ha 増加した。</p> <p>再転貸に向け市町村推進チーム会議等で情報共有しつつ次の受け手のマッチング調整を進めているところである。</p>	<p>・中間保有は生じているものの、次の受け手と調整され、解消に取り組んでいる。</p>

NO.	評価項目	現 状	評価・意見等
(6)	農地中間管理事業の推進に関する取組状況	<p>所有者不明農地は権利関係が複雑で、マンパワー不足もあり調査が難しい。</p> <p>慣例的な預け・預かり農地（ヤミ小作）を相談会を活用して機構での権利設定に誘導している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者不明農地は地域の資本との視点で活用していくことが望ましい。所有者不明農地を容易に借りられるよう国に意見を出していく必要がある。 ・権利設定が進むよう今後も活動を継続してほしい。
(7)	その他当該事業の推進に必要なと思われる事項	<p>タブレットを導入し情報収集に活用している。</p> <p>出し手不足の理由として、農地確保の重要性の理解が不足している。</p> <p>借受件数の増加により、未収金が増加している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレットを悪用されないように、運用ルールを整備する必要がある。 ・地域の将来ビジョンを検討する地域計画の作成に当たって、出し手の理解が得られるよう機構も関わっていく必要がある。 ・制度設計している国に対して、最終的な未収金を補填する基金や保険のような仕組みを整備してもらう必要がある。